

那 霸 市 公 報

第 1 4 2 5 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

那 霸 市 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (税 制 課)	1050
那 霸 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課)	1055
那 霸 市 現 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課)	1057

訓 令

那 霸 市 人 事 評 価 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (人 事 課)	1058
---	------

告 示

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課)	1059
平 成 17 年 (2005 年) 11 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示 に つ い て (総 務 課)	1059
平 成 17 年 (2005 年) 12 月 那 霸 市 議 会 定 例 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課)	1059
個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課)	1060
那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 の 変 更 に つ い て (都 市 計 画 課)	1060
個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課)	1061
平 成 17 年 度 那 霸 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号) (財 政 課)	1061

公 告

都 市 公 園 の 供 用 開 始 区 域 の 変 更 に つ い て (公 園 管 理 室)	1062
都 市 公 園 の 供 用 開 始 区 域 の 変 更 に つ い て (公 園 管 理 室)	1064

那覇市都市計画公聴会の開催について(都市計画課)	1066
建築基準法による命令の公告(建築指導課)	1066
平成18・19年度那覇市発注側溝・雨水管清掃業務委託競争入札参加資格審査申請の受付について(道路管理室)	1067
那覇市物品購入入札参加資格審査申請について(管財課)	1068

上下水道局告示

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	1069
-----------------------------	------

病院管理規程

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	1070
那覇市立病院企業職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程	1077
那覇市病院事業会計規程の一部を改正する規程	1079

選挙管理委員会告示

直接請求に要する選挙権を有する者の数について	1079
選挙人名簿登録の抹消について	1080

規 則

那覇市規則第68号

平成17年12月1日

公 布 済

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市税条例施行規則（昭和48年那覇市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（用語）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方税法（昭和25年法律第226号）をいう。
- (2) 政令 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）をいう。
- (3) 合計所得金額 法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）をいう。
- (4) 合計所得金額の見込額 合計所得金額の見込額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第2項の求職者給付その他これに類する給付がある場合には、これらを含む。）をいう。

第8条第1項第2号アを次のように改める。

ア 失業、疾病等により、当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額の10分の5以下に減少すると認められる納税義務者で、前年中の合計所得金額が400万円以下であるもの

第12条を次のように改める。

（事業所税の減免）

第12条 条例第133条第1項の規定による減免は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 天災その他特別の事由により必要と認める減免 別表第1の中欄に掲げる事業所用家屋の損害の程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) その他特別の事由による減免 別表第2の中欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

2 前項の場合において、同項第1号の減免に該当するかどうかの判定は当該事業所用家屋が損害を受けた直後の現況により、同項第2号の減免に該当するかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況により行うものとする。

第13条第1項中「別表根拠条文の欄」を「別表第3の右欄」に、「名称欄」を「の左欄」に、「様式欄」を「の中欄」に改める。

別表中「別表」を「別表(第13条関係)」に改め、同表を別表第3とし、付則の次に次の2表を加える。

別表第1(第12条関係)

号	事業所用家屋の損害の程度	減免割合
1	全壊、流出、埋没等により原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。	資産割の全部
2	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。	資産割の10分の8
3	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。	資産割の10分の6
4	下壁、畳等に損傷を受け使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。	資産割の10分の4

別表第2 (第12条関係)

号	施 設	減免割合
1	教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項の教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の2分の1
2	法第72条の2第7項第28号の演劇興行業の用に供する施設(以下「劇場等」という。)で、次に掲げるもの ア その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの イ ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比しおおむね同程度以上であると認められるもの	資産割の2分の1 当該舞台等に係る資産割の2分の1
3	道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項の指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1
4	道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項の一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条の学校(大学を除く。)又は同法第82条の2の専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)	資産割及び従業者割の当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数の当該事業を行う者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数に対する割合に2分の1を乗じて得た割合
5	酒税法(昭和28年法律第6号)第9条第1項の酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1
6	法第701条の41第1項の表第16号に規定する施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	資産割及び従業者割の全部
7	農林中央金庫又は商工組合中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の全部
8	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同	資産割及び従業者割の全部

	利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に規定する施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	
9	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	従業者割の全部
10	古紙の回収の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	資産割の2分の1
11	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、当該家具に係る製品又は商品の保管の用に供する施設	資産割の2分の1
12	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項の臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	資産割の2分の1
13	法第701条の41第1項の表第12号、第14号、第15号又は第19号に規定する施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項の倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項の港湾運送事業のうち同法第3条第1号の一般港湾運送事業若しくは同条第2号の港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全部
14	その他市長が公益上特に配慮の必要があると認める施設	市長が定める割合

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第69号

平成17年12月 1 日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「11,200円」を「11,100円」に、「12,000円」を「11,900円」に、「8,100円」を「8,000円」に、「10,300円」を「10,200円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年那覇市条例第63号。以下「改正条例」という。）付則第7項の規則で定める者は、那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和58年那覇市条例第12号）の適用を受ける者とする。
- 3 改正条例付則第7項の規則で定める額は、次に掲げる各規定によりその例によることとされる改正条例付則第6項に規定する調整額に相当する額とする。
 - (1) 那覇市上下水道局企業職員給与規程（平成元年那覇市水道局規程第9号）第2条
 - (2) 那覇市立病院企業職員の給与に関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第21号）第2条
 - (3) 那覇市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第25号）第19条

那覇市規則第70号

平成17年12月 1 日

公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

現業職給料表

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	112,000	159,700	217,500	255,500	274,700
2	116,400	170,200	225,500	264,300	283,900
3	120,800	176,800	233,900	273,300	293,300
4	125,200	183,800	242,800	282,400	303,100
5	129,600	189,600	251,700	291,400	312,800
6	134,000	198,000	260,100	300,600	322,600
7	138,400	205,000	268,500	309,900	332,500
8	142,800	212,600	276,800	319,100	342,100
9	148,000	220,400	284,900	328,400	351,500
10	153,800	228,300	292,700	337,600	360,700
11	159,700	235,700	300,400	346,800	369,700
12	166,000	242,100	312,200	356,000	378,300
13	170,600	248,400	320,100	364,900	386,700
14	174,000	254,600	327,500	373,500	393,700
15	177,000	260,100	334,900	381,000	399,200
16	179,700	265,600	342,000	386,500	403,900
17	182,200	270,600	347,500	391,500	408,100
18	184,200	275,700	352,200	394,900	411,500
19	186,200	280,200	356,200	398,400	415,200
20	187,800	284,200	359,500	401,800	418,700
21		287,900	362,300	405,200	422,200
22		291,100	365,200	408,500	425,700
23		293,400	367,700	411,900	429,200
24		295,200	370,200	415,300	432,700
25		297,200	372,700	418,700	436,200
26		299,100	375,300	422,100	439,700
27		301,100	377,800	425,500	
28		303,000	380,400		

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第10号

平成17年12月 1 日

施 行 済

那覇市人事評価規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市人事評価規程の一部を改正する訓令

那覇市人事評価規程（平成15年那覇市訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「1月20日」を「1月1日」に改める。

第15条第2項中「2月末日まで」を「評価基準日から40日以内」に改める。

付 則

この訓令は、平成17年12月 1 日から施行する。

告 示

那覇市告示第79号
平成17年11月21日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第80号
平成17年11月21日
掲 示 済

平成17年(2005年)11月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成17年(2005年)11月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

沖縄振興開発金融公庫の存続に関する意見書

那覇市告示第81号
平成17年11月22日
掲 示 済

平成17年(2005年)12月那覇市議会定例会の招集について

平成17年(2005年)12月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成17年12月1日(木)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 8 2 号
平成 1 7 年 1 1 月 2 5 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第 8 3 号
平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画道路
- 2 都市計画の名称及び都市計画を変更する土地の区域
 - 8・7・那 10 号 東門川・仲之川線
 - 8・7・那 11 号 金城東西線
 - 8・7・那 12 号 金城西 1 号線
 - 8・7・那 13 号 金城西 2 号線
 - 8・7・那 14 号 金城西 3 号線
 - 8・7・那 15 号 金城西 4 号線
 - 8・7・那 16 号 金城西 5 号線
 - 8・7・那 17 号 チニンピラ線
 - 8・7・那 18 号 潮汲川線
 - 8・7・那 19 号 金城御獄南線

- 8・7・那 20号 金城御獄北線
- 8・7・那 21号 金城大アカギ東線
- 8・7・那 22号 金城大アカギ西線
- 8・7・那 23号 金城東1号線
- 8・7・那 24号 金城東2号線

変更する部分 那覇市首里金城町2丁目、3丁目

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)

那覇市告示第85号

平成17年12月1日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第89号

平成17年12月15日

平成17年(2005年)11月那覇市議会臨時会で議決された平成17年度那覇市一般会計補正予算(第5号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成17年度那覇市一般会計補正予算(第5号)

平成17年度那覇市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,014千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,509,556千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17	寄附金	27,487	30,000	57,487
	1 寄附金	27,487	30,000	57,487
19	繰越金	1,291,661	33,014	1,324,675
	1 繰越金	1,291,661	33,014	1,324,675
歳 入 合 計		92,446,542	63,014	92,509,556

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	8,501,773	30,000	8,531,773
	1 総務管理費	5,756,385	30,000	5,786,385
10	教育費	10,135,562	33,014	10,168,576
	2 小学校費	3,546,635	23,000	3,569,635
	4 稚園費	940,162	10,014	950,176
歳 出 合 計		92,446,542	63,014	92,569,556

公 告

那覇市公告第116号

平成17年11月28日

掲 示 済

都市公園の供用開始区域の変更について

平成元年3月10日付那覇市公告第170号で公告した五月公園の区域を追加したので、供用開始の変更を次のとおり公告する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター公園管理室において一般の縦覧に供する。



那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	五月公園
公園の位置	那覇市宇栄原2丁目
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成17年12月1日

位置図



凡 例	
公園名	五月公園
	供用開始済み区域
	今回供用開始区域

那覇市公告第117号
平成17年11月28日
掲 示 済

都市公園の供用開始区域の変更について

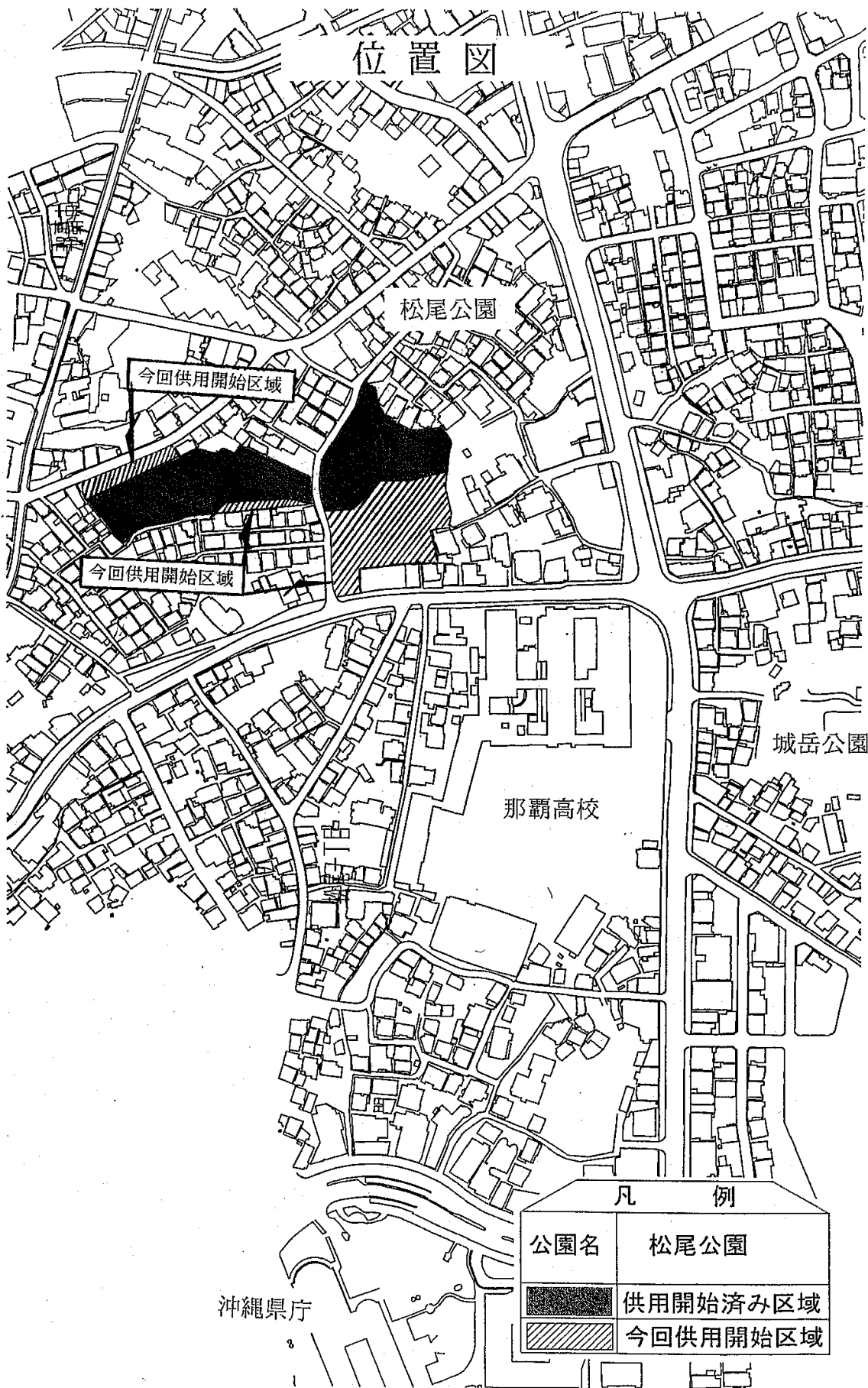
昭和59年4月21日付那覇市公告第23号で公告した松尾公園の区域を追加したので、供用開始の変更を次のとおり公告する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター公園管理室において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	松尾公園
公園の位置	那覇市松尾2丁目
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成17年12月1日



那覇市公告第118号
平成17年11月29日
掲 示 済

那覇市都市計画公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき都市計画公聴会を開催する予定であるので、那覇市都市計画公聴会要綱第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画素案を公衆の縦覧に供する。

那覇市
上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画素案の種類及び名称
種類：那覇広域都市計画 第一種市街地再開発事業
名称：牧志・安里地区 第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画素案に係る区域
那覇市安里2丁目の一部、牧志3丁目の一部
- 3 公聴会開催の日時及び場所
日時：平成17年12月22日
場所：那覇市牧志3丁目14番12号（壺屋小学校体育館）
- 4 公述申出書の提出期限及び提出先
期 限：平成17年12月15日
提出先：那覇市都市計画部都市計画課
- 5 都市計画素案の縦覧場所及び縦覧期間
場所：那覇市都市計画部都市計画課
期間：平成17年11月29日から平成17年12月13日まで
時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日・祝日は除く）

那覇市公告第121号
平成17年12月5日
掲 示 済

建築基準法による命令の公告

次の建築物は、建築基準法の規定に違反しているので、同法の規定により当該建築物の所有者に対して工事の施工の停止を命じた。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 命令を受けた物件の所有者
与那原町字与那原960番地 安里アパートA1 - 2
知 花 嗣 昌
- 2 物件の所在地
那覇市首里山川町2 - 61 - 21番地
- 3 物件の用途 / 構造
一戸建の住宅 / 鉄筋コンクリート造

那覇市 都市計画部 建築指導課
(那覇市銘苅2 - 3 - 1 新都心銘苅庁舎5階)
電話 951 - 3244 電送 951 - 3245

注意

- 1 この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられる。
- 2 この命令に違反した者は建築基準法の規定により罰せられる。

那覇市公告第123号
平成17年12月6日
掲 示 済

平成18・19年度那覇市発注側溝・雨水管清掃業務委託競争入札参加資格審査申請の受付について

平成18・19年度那覇市発注側溝・雨水管清掃の競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 入札参加資格
 - (1) 地方自治法令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (2) 地方自治法令第167条の4第2項各号のいずれにか該当すると認められた者にあつては、その事実があった後2年を経過していること。
 - (3) 側溝・雨水管清掃については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた業者であること。

- (4) 本業務を行いうるために(強力吸引車、高圧洗浄車、給水車)を有する事業者であること。
- 2 申請書(本市様式)及び提出要領の配布期間
平成18年1月16日(月)~平成18年1月27日(金)
- 3 受付期間
平成18年2月1日(水)~平成18年2月17日(金)
午前9時~午前11時30分・午後1時~午後4時30分
(ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
- 4 配布場所及び受付場所
建設管理部 道路管理室(那覇市銘苅2丁目3番1号)
受付は全て持参の上面談審査になります。
(郵送による受付はいたしません。)
- 5 提出書類
競争入札参加資格審査申請書の提出要領による。
- 6 問い合わせ先
建設管理部 道路管理室 維持グループ
電話番号 代表 098-867-0111(内線8305)
直通 098-951-3237

那覇市公告第131号
平成17年12月15日

那覇市物品購入入札参加資格審査申請について

平成18年度及び平成19年度において、那覇市が行う物品の購入及び製造請負並びに不用品売却に係る入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 申請条件
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の

営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。

(5) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。

2 申請書類(本市様式)及び記入要領の配付・受付

(1) 配付期間

平成18年1月16日(月)から

(2) 受付期間

平成18年1月25日(水)～2月10日(金)

(3) 場 所 総務部管財課(那覇市役所・本庁6階)

申請書類は、那覇市のホームページからもダウンロードできます。

3 お問い合わせ先

那覇市総務部管財課

電話番号

直通 862 - 9904

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第13号

平成17年11月28日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定をしたので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高 嶺 晃

指定(登録)番号 第 383 号
指定工事店名 株式会社 丸大設備
営業所所在地 浦添市宮城3丁目12番6号
代表社名 兼城 聡
有効期間 自 平成17年11月21日
至 平成22年 3月31日

指定(登録)番号 第 384 号
指定工事店名 モリ建設備
営業所所在地 那覇市銘苅1丁目4番3号
代表社名 西平 盛芳
有効期間 自 平成17年11月28日
至 平成22年 3月31日

病院管理規程

那霸市病院管理規程第13号
平成17年11月28日
公 布 済

那霸市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那霸市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那霸市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

那霸市立病院企業職員の給与に関する規程(平成15年那霸市病院管理規程第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

企 業 行 政 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	159,700	217,500	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700
2	134,000	170,200	225,500	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700
3	138,400	176,800	233,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900
4	142,800	183,800	242,800	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000
5	148,000	189,600	251,700	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300
6	153,800	198,000	260,100	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200
7	159,700	205,000	268,500	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000
8	166,000	212,600	276,800	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200
9	170,600	220,400	284,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200
10	174,000	228,300	292,700	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800
11	177,000	235,700	300,400	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300
12	179,700	242,100	312,200	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000
13	182,200	248,400	320,100	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400
14	184,200	254,600	327,500	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200
15	186,200	260,100	334,900	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600
16	187,800	265,600	342,000	386,500	403,900	431,100	476,900	
17		270,600	347,500	391,500	408,100	434,900	481,200	
18		275,700	352,200	394,900	411,500	438,500	485,300	
19		280,200	356,200	398,400	415,200	442,400		
20		284,200	359,500	401,800	418,700	446,000		
21		287,900	362,300	405,200	422,200	449,600		
22		291,100	365,200	408,500	425,700			
23		293,400	367,700	411,900	429,200			
24		295,200	370,200	415,300	432,700			
25		297,200	372,700	418,700	436,200			
26		299,100	375,300	422,100	439,700			
27		301,100	377,800	425,500				
28		303,000	380,400					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係) 企業医療職給料表

企 業 医 療 職 給 料 表 (1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	—	294,900	345,900	424,300
2	235,200	311,000	362,400	437,000
3	245,100	327,200	379,000	449,000
4	260,100	343,500	395,600	460,700
5	276,000	359,800	408,000	472,000
6	291,800	376,200	420,800	483,300
7	306,700	392,800	433,200	493,900
8	322,100	405,200	445,200	504,300
9	336,700	416,600	456,600	514,300
10	349,600	427,100	467,400	523,900
11	362,200	436,600	478,200	533,600
12	374,600	445,700	488,400	542,500
13	383,700	454,600	498,100	551,000
14	392,500	463,200	507,800	559,600
15	399,700	471,900	516,100	567,900
16	404,300	480,400	524,500	576,300
17	408,800	486,300	532,900	584,000
18	411,300	491,200	539,500	590,500
19		495,300	545,900	595,700
20		498,600	550,600	600,300
21		502,100	555,200	
22		505,600	559,800	
23		509,000	563,800	
24		512,400	567,900	

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

企 業 医 療 職 給 料 表 (2)

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	—	—	204,700	227,900	264,300	305,800
2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800
3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800
4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800
5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700
6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300
7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800
8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200
9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700
10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200
11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600
12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200
13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300
14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300
15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000
16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900
17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500
18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400
19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000
20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600
21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700	
22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100	
23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500	
24		294,800	353,300	376,900		
25		296,600	355,600	379,200		
26		298,300	357,600	381,700		
27		300,200	359,700	384,300		
28		301,900	361,800			
29			364,000			
30			366,200			

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 調剤又は薬事監視に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理及び改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師

- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術員
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士その他の理学療法技術員及び作業療法士その他の作業療法技術員
- (7) 視能訓練士その他の視能訓練技術員
- (8) 言語聴覚士
- (9) 臨床心理士
- (10) 歯科衛生士

企 業 医 療 職 給 料 表 (3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	220,200	242,500	273,500	309,800
2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100
3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100
4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300
5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300
6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000
7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500
8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800
9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500
10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300
11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100
12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300
13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700
14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300
15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500
16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200
17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800
18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500
19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400
20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000
21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000
22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500
23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900	
24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400	
25	283,100	335,800	377,400	397,700		
26	287,200	339,700	380,700	400,900		
27	290,700	343,000	383,700	403,800		
28	293,800	345,900	386,500	406,200		
29	296,200	348,600	389,300			
30	298,300	350,700	392,000			
31	300,100	352,700	394,300			
32	302,000	354,600				
33	303,900	356,500				
34	305,800	358,600				
35	307,700	360,700				
36	309,600	362,900				
37	311,400	365,200				
38	313,500	367,400				
39	315,400					
40	317,400					
41	319,200					

備考 この表は、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

企 業 現 業 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	112,000	159,700	217,500	255,500
2	116,400	170,200	225,500	264,300
3	120,800	176,800	233,900	273,300
4	125,200	183,800	242,800	282,400
5	129,600	189,600	251,700	291,400
6	134,000	198,000	260,100	300,600
7	138,400	205,000	268,500	309,900
8	142,800	212,600	276,800	319,100
9	148,000	220,400	284,900	328,400
10	153,800	228,300	292,700	337,600
11	159,700	235,700	300,400	346,800
12	166,000	242,100	312,200	356,000
13	170,600	248,400	320,100	364,900
14	174,000	254,600	327,500	373,500
15	177,000	260,100	334,900	381,000
16	179,700	265,600	342,000	386,500
17	182,200	270,600	347,500	391,500
18	184,200	275,700	352,200	394,900
19	186,200	280,200	356,200	398,400
20	187,800	284,200	359,500	401,800
21		287,900	362,300	405,200
22		291,100	365,200	408,500
23		293,400	367,700	411,900
24		295,200	370,200	415,300
25		297,200	372,700	418,700
26		299,100	375,300	422,100
27		301,100	377,800	425,500
28		303,000	380,400	

備考 この表は、医療補助員である職員に適用する。

別表第 5 中

16,600円	を「	16,500円	」に、
11,200円	」を「	11,100円	」に、
12,000円		11,900円	
8,100円	」を「	8,000円	」に、
10,300円	」を「	10,200円	」に改

める。

付則第 3 項中「平成15年那覇市条例第39号) 付則第 6 号第 1 号」を「平成17年那覇市条例第63号) 付則第 6 項第 1 号」に改める。

付 則

この規程は、平成17年12月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の改正規定は公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第 1 4 号
平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日
公 布 済

那覇市立病院企業職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の初任給調整手当に関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

期間の区分	支給月額
	円
1年未満	306,900
1年以上2年未満	306,900
2年以上3年未満	306,900
3年以上4年未満	306,900
4年以上5年未満	306,900
5年以上6年未満	306,900
6年以上7年未満	306,900
7年以上8年未満	306,900
8年以上9年未満	306,900
9年以上10年未満	306,900
10年以上11年未満	306,900
11年以上12年未満	306,900
12年以上13年未満	306,900
13年以上14年未満	306,900
14年以上15年未満	306,900
15年以上16年未満	306,900
16年以上17年未満	302,500
17年以上18年未満	298,100
18年以上19年未満	293,700
19年以上20年未満	289,300
20年以上21年未満	284,900
21年以上22年未満	273,000
22年以上23年未満	260,800
23年以上24年未満	249,000
24年以上25年未満	237,100
25年以上26年未満	225,100
26年以上27年未満	210,000
27年以上28年未満	195,200
28年以上29年未満	180,300
29年以上30年未満	165,100
30年以上31年未満	147,800
31年以上32年未満	130,400
32年以上33年未満	113,300
33年以上34年未満	82,800
34年以上35年未満	55,000

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

付 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

那覇市病院管理規程第15号
平成17年11月28日
公 布 済

那覇市病院事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市病院事業会計規程の一部を改正する規程

那覇市病院事業会計規程（平成15年那覇市病院管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

第45条第2項中「第21条中」を「第21条第1項中」に改め、「政令第21条の14第1項第1号と」の次に「、同条第2項中「施行令第167条の2第1項第3号」とあるのは「政令第21条の14第1項第3号」と」を加える。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第69号
平成17年12月2日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 4,822人
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 80,358人
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 40,179人

那覇市選挙管理委員会告示第70号
平成17年12月2日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

- 1 登録抹消者 登録抹消者リスト（選挙管理委員会にて保管）のとおりに
- 2 登録抹消条件 平成17年7月1日から同年7月31日までに転出した者及び職権消除された者
- 3 登録抹消者数 892名（男503名 女389名）